



国土交通省 木曾川上流河川事務所が 長良川上流部 関市区間の一部を管理します。

令和6年1月4日より、長良川上流部の関市区間の一部（裏面参照）の河川管理が、岐阜県から国土交通省木曾川上流河川事務所に変更になりました。

以下等に関するご意見・ご要望の問合せ先についても当事務所に変更になりますのでご注意ください。

- 河川の利用や河川に関するご相談
- 堤防の除草作業
- 河川法に関する占用・許可等の申請 等

【連絡先】

名 称：国土交通省 木曾川上流河川事務所
長良川第一出張所

所在地：岐阜市大字長良福光桃林2695-3

電 話：058-231-9051

木曽川上流河川事務所が管理する区間

令和6年1月から木曽川上流河川事務所が管理している区間です



池尻

小瀬

鮎之瀬大橋

鮎之瀬橋

長良川

鮎之瀬大橋より上流、約700m までの区間です